

改正電子帳簿保存法で実務は どうなる？どうする？

資料作成： 税理士 高山 弥生

目 次

■はじめに	1
1. 改正前の電子帳簿保存法	2
2. 令和3年税制改正でかわる電子帳簿保存制度とその留意点	4
■まとめ	7

改正電子帳簿保存法で実務は どうなる？どうする？

■はじめに

会社法や法人税法などで保存が義務づけられている帳簿や決算書、請求書など帳簿・書類の保存は、法令上は紙ベースでの保存が原則となっています。しかし、紙で保存する方法は、保管スペースの確保や紙に印刷する手間やコストの問題があり、企業にとっては負担となっています。

電子帳簿保存法は、こうした紙ベースでの保存を求められている帳簿や書類を一定の要件を満たせば電磁的記録（電子データ）での保存を認めるというものです。電子データでの保存ができれば、ファイリングなどの整理作業や保管のためのスペースを確保する必要がなくなり、コスト削減にもつながります。

非常にメリットのありそうな電子帳簿保存法ですが、コンピュータ処理は痕跡を残さず記録の遡及訂正をすることが容易であることから平成10年の創設以降、データの改ざんを防ぎ真実性を担保するため法の運用ルールが非常に厳しく、導入を見送っている企業が多数見受けられました。

しかしながら最近の会計システムは電子帳簿保存法に対応しているシステムも多く、今般の新型コロナウイルス感染症対策として「業務のデジタル化」への意識が高まる中での令和3年度税制改正により要件緩和が図られ、注目を集めています。本稿では、電子帳簿保存法とはどのようなものであるか、今回の改正で必要になること、留意すべき点を解説します。

1. 改正前の電子帳簿保存法

電子帳簿保存法は、大別して4つに分けることができます。

① 国税関係帳簿の電磁的記録による保存制度 …帳簿：仕訳帳、総勘定元帳、現金出納帳など
② 国税関係書類の電磁的記録による保存制度 …書類：貸借対照表、損益計算書、棚卸表、注文書、契約書、領収書などを自社が作成・発行したもの
③ スキャナ保存制度 …スキャナ対象書類：注文書、契約書、領収書などを、自社が発行したものの写し及び他社が発行したものを受領したもの
④ 電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存制度 …電子取引の取引情報：電子データにより受領又は交付する注文書、契約書、送り状、領収書、見積書など

帳簿	書類		電子取引
自社作成	他社作成/自社作成		自社・他社作成
仕訳帳 総勘定元帳 補助簿等	貸借対照表 損益計算書 棚卸表 注文書 契約書 領収書等	注文書 契約書 領収書等	EDI 取引 電子メール取引等
電子データ保存	スキャナ保存		電子データ保存

① 国税関係帳簿・②国税関係書類

電子帳簿保存法は、国税関係帳簿又は国税関係書類（国税関係帳簿書類）を作成する場合に、一貫して電子計算機（パソコン等）により作成している場合、電磁的記録（電子データ）により保存を開始する前に税務署長の事前承認を受けることで、電磁的記録（電子データ）による帳簿・書類の備え付け及び保存が認められるというものです。

③ スキャナ保存

平成 10 年に創設された電子帳簿保存法では、最初の記録段階からパソコンで作成した原本が電子であるものが対象でした。自社で作成した帳簿書類は原本が電子ですが、相手から受け取ったものは紙であり、その紙での保存が経営活動や業務運営の非効率の一因であるとして電子での保存を認めるよう政府に要望がなされ、原本が紙であり、相手から受け取ったものも対象となるスキャナ保存制度が平成 16 年末に創設されました。

スキャナ保存では適正公平な課税確保のため、国税関係帳簿書類と同様に税務署長の事前承認が必要とされ、特に重要な文書である帳簿や決算関係書類が除外されました。当初は 3 万円以下の領収書のみと少額のもののみがスキャナ保存の対象でしたが、平成 27 年度税制改正でこの制限は取り払われ、全ての契約書・領収書等が対象となっていま

す。また、当初はスキャナ装置について「原稿台と一体となったもの」に限定していましたが、平成28年度税制改正でスマートフォン等による読み取りを可能とする要件緩和がなされました。

とはいえ、受領者等がスキャナで読み取る際の国税関係書類への自署、タイムスタンプ要件（おおむね3営業日以内に付与）、適正事務処理要件（相互牽制、定期的な検査、再発防止策の社内整備）、スキャナ保存を開始する期（期の途中からは認められていません）の3か月前までに税務署へ申請、承認が必要など、改ざんや不正を防止する観点から導入障壁が多く、普及のボトルネックとなっていました。特に適正事務処理要件においては、一人でデータ化し原本廃棄をすることができないため、特に小規模な企業においては導入を非常に難しくする要件でした。

④ 電子取引

電子取引に係る電磁的記録の保存制度とは、電子取引を行った場合にその電子取引の取引情報について電磁的記録での保存を義務づけたものになります。

《電子取引の一例》

- ・ EDI 取引 (Electric Data Interchange)
- ・ インターネット等による取引
- ・ 電子メールにより取引情報を授受する取引(添付ファイルによる場合を含む)
- ・ インターネット上にサイトを儲け、そのサイトを通じて取引情報を授受する取引等

電子取引情報の保存は国税関係帳簿書類やスキャナ保存とは違い、税務署長の事前承認は必要なく、電子取引を行えば自動的に適用されるものになります。電子取引をするに電磁的記録での保存を義務づけられているものの、それに代えて出力した書面等を保存することも認められているため、さほど意識されてこなかった制度かもしれません。

電子取引を電子データで保存する際には、電子計算機処理システムの概要を記載した書類の備付け(自社開発のプログラムを使用する場合に限る)、見読可能装置の備付け等(電子計算機、ディスプレイ、プリンタなど)、検索機能の確保の他、次のいずれかの措置を行う必要があるとされました。

- ・ タイムスタンプが付された後の授受
- ・ 授受後遅滞なくタイムスタンプを付す
- ・ データの訂正削除を行った場合にその記録が残るシステム又は訂正削除ができないシステムを利用
- ・ 訂正削除の防止に関する事務処理規定の備付け

授受した電子取引データは、タイムスタンプを付すこと、取引年月日、勘定科目、取引金額その他の種類に応じた主要な記録項目により検索ができること、日付又は金額の範囲指定により検索できること、二つ以上の任意の記録項目を組み合わせた条件により検索できることが求められていますが、電子メールにPDFを添付して授受している場合、そのままメールソフトに保存しているだけでは要件を満たすことができません。紙で印刷して保存すればこれらの措置を講じる必要はないため、導入する企業は少数にとどまっているのが現状でした。

2. 令和3年税制改正でかわる電子帳簿保存制度とその留意点

令和3年税制改正大綱では、「今回の感染症では、わが国における行政サービスや民間分野のデジタル化の遅れなど、様々な課題が浮き彫りになった」とし、税制においても、国民の利便性や生産性向上の観点から、わが国社会のデジタルトランスフォーメーションの取り組みを強力に推進することとすると述べており、その言葉の通り電子帳簿保存制度は大幅に見直されました。

国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存の要件

▶税務署長の事前承認の廃止：令和4年4月1日以後に備付けを開始する国税関係帳簿書類に適用

電子的に作成した国税関係帳簿書類を電磁的記録により保存する場合、税務署長の事前承認が不要になりました。一番の障壁と考えられるこの事前承認制の廃止により、今後飛躍的に利用者が増えることが予想されます。

▶加算税減額：令和4年1月1日以後に法定申告期限が到来する国税について適用

もうひとつの普及阻害要因であった厳格な要件の充足が求められる現行の電子帳簿を「優良な電子帳簿」と位置づけ、この優良な電子帳簿は事前届け出をすることで、加算税を5%減額するインセンティブを与え、引き続き普及を推進することになりました（重加算税に適用はありません）。この加算税5%軽減を受けるためには、これまで承認を受けて保存等していた場合でも本措置の適用を受ける等を記載した届出書の提出が必要であることに留意してください。また、令和4年1月1日より前に受けた承認の効力自体は取りやめの届出書の提出をしない限り有効ですので、改正後の要件に従って電子帳簿保存を行う場合は承認を取りやめの届出書の提出等一定の手続きが必要となります。

▶その他の電子帳簿：令和4年1月1日以後に備付けを開始する国税関係帳簿について適用

「優良な電子帳簿」ではないものの、正規の簿記の原則（一般的には複式簿記）に従って記録される最低限の要件を満たす電子帳簿（「その他の電子帳簿」）であるなら電磁的記録による保存が可能となりました。

「その他の電子帳簿」は、データの訂正や削除、追加等の事実及びその内容を確認できなかつたり、通常の業務処理期間に処理しなかつたことが記録に残らなくとも良いとされました。また、検索要件の記録項目は、税務職員による質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じる場合には、範囲指定及び項目を組み合わせて条件を設定できる機能の確保が不要となるなどの要件の緩和がなされました。

個人事業主においては、令和2年より青色申告特別控除の額が55万円となり、「電子帳簿保存を行っていること」又は「確定申告書等の提出をe-Taxにて

期限内に行っている」場合、65万円に控除額が増額となりますが、この場合の電子帳簿は「優良な電子帳簿」であることが要件となりますので、これまで承認を受けていた場合でも税務署へ届け出が必要となります。

《参考》

<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/pdf/0021005-038.pdf>

電子帳簿の保存要件の概要

保存要件概要		改正前	改正後	
			優良	その他
記録事項の訂正・削除を行った場合には、これらの事実及び内容を確認できる電子計算機処理システムを使用すること		○	○	-
通常の業務処理期間を経過した後に入力を行った場合には、その事実を確認できる電子計算機処理システムを使用すること		○	○	-
電子化した帳簿の記録事項とその帳簿に関連する他の帳簿の記録事項との間において、相互にその関連性を確認できること		○	○	-
システム関係書類等（システム概要書、システム仕様書、操作説明書、事務処理マニュアル等）を備え付けること		○	○	○
保存場所に、電子計算機（パソコン等）、プログラム、ディスプレイ、プリンタ及びこれらの操作マニュアルを備え付け、画面・書面に整然とした形式及び明瞭な状態で速やかに出力できるようにしておくこと		○	○	○
検索要件	① 取引年月日、勘定科目、取引金額その他のその帳簿の種類に応じた主要な記録項目により検索できること ”” 改正後、記録項目は取引年月日、取引金額、取引先に限定	○	○	-
	② 日付又は金額の範囲指定により検索できること	○	○*1	-
	③ 二つ以上の任意の記録項目を組み合わせた条件により検索できること	○	○*1	-
税務職員による質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じることができるようにしていること		-	-*1	○*2

※1 保存義務者が、税務職員による質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じることができるようにしている場合には、検索要件のうち②③の要件が不要となります（後述のスキナ保存及び電子取引についても同様です。）。

※2 “優良”の要件を全て満たしているときは不要となります。

(参考) 優良な電子帳簿の要件を満たして対象帳簿の備付け及び保存を行い、前頁2の届出書の提出がある場合には、所得税の青色申告特別控除（65万円）が適用できます。

出典：電子帳簿保存法が改正されました（国税庁）

スキナ保存制度の保存要件

▶税務署長の事前承認の廃止、適正事務処理要件の廃止：令和4年1月1日以後に行うスキナ保存について適用

国税関係帳簿と同様、税務署長への事前承認が廃止され、適正事務処理要件（相互牽制、定期的な検査、再発防止策の社内整備）も廃止されました。適正事務処理要件が廃止されたことで、一人でデータ化し原本廃棄をすることが可能となり、小規模企業においても導入しやすくなります。

▶タイムスタンプ要件緩和：令和4年1月1日以後に行うスキナ保存について適用

タイムスタンプ要件の緩和が図られました。タイムスタンプの付与期間が、受領者が読み取りをする場合、署名の上、3日以内に付与とされていましたが、今回の改正で署名は不要、記録事項の入力期間と同様、最長約2か月と概

ね7営業日以内とされました。電磁的記録について訂正又は削除を行った場合に、これらの事実及び内容を確認することができるクラウド等（訂正又は削除を行うことができないクラウド等も含まれます。）において、入力期間内にその電磁的記録の保存を行ったことを確認することができる場合は、タイムスタンプは不要とされました。

▶**検索要件の緩和：令和4年1月1日以後に行うスキャナ保存について適用**

検索要件の記録項目について、取引年月日その他の日付、取引金額及び取引先に限定されるとともに、税務職員による質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じる場合には、範囲指定及び項目を組み合わせ条件を設定できる機能の確保が不要となりました。

▶**重加算税の加重措置：令和4年1月1日以後に法定申告期限等が到来する国税について適用**

適正な保存を担保するための措置として、スキャナ保存が行われた国税関係書類に係る電磁的記録に関して、隠蔽し、又は仮装された事実があった場合には、その事実に関し生じた申告漏れ等に課される重加算税が10%加重される措置が整備されました。

電子取引の保存制度

▶**代替措置の廃止：令和4年1月1日以後行う電子取引について適用**

令和3年税制改正により、出力した書面等を保存する代替措置は廃止となり、電子取引を行った場合には原則通り電子データで保存しなければならないため、実質的に全ての事業者に影響を与える改正となったといえます。

▶**検索要件緩和：令和4年1月1日以後に行う電子取引について適用**

▶**タイムスタンプ要件緩和：令和4年1月1日以後に行う電子取引について適用**

代替措置の廃止に伴い、要件が緩和されました。検索要件の記録項目について、取引年月日その他の日付、取引金額及び取引先に限定されるとともに、税務職員による質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じる場合には、範囲指定及び項目を組み合わせ条件を設定できる機能の確保が不要となり、基準期間（取引の行われた前々事業年度）の売上高が1,000万円以下である企業は、税務職員による質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じることができるようにしている場合、検索要件の全てが不要とされました。また、タイムスタンプの付与期間が、最長約2か月と概ね7営業日以内とされました。

▶**重加算税の加重措置：令和4年1月1日以後に法定申告期限が到来する国税について適用**

電子取引の取引情報に係る電磁的記録に関して、隠蔽し、又は仮装された事実があった場合には、その事実に関し生じた申告漏れ等に課される重加算税が

10%加重される措置が整備されました。

■まとめ

今回の改正は、かなり思い切った改正となりました。大幅な要件緩和が図られ、事前承認がいらなくなったことが喧伝されていますが、どの企業にとっても一番影響が大きいのは電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存制度でしょう。電子取引データを紙ベースに戻す道を断たれたことによって、タイムスタンプや検索機能を有する文書管理システムの導入などの対応を迫られることとなります。

また、電子ベースと紙ベースの2通りの管理方法が併存することになり、管理や効率の面から、今後は紙ベースのものを電子ベースにして保存する管理方法が主流になるでしょう。電子化が進めば経理系には難しいとされるテレワークの導入も可能となり、感染症対策にも資することになります。まずは今回の改正へ準拠するためにはいつまでにどんなアクションを起こすべきかを見極め、その上で、自社のワークフローの効率化のための電子帳簿保存法の活用を検討なさってみてはいかがでしょうか。

提供：日本法令

【著者プロフィール】高山 弥生（たかやま やよい）

税理士。1976年埼玉県出身。早稲田大学大学院商学研究科修了。資産税系を得意とする。一般企業に就職後、税理士事務所に転職。顧客に資産家を多く持つ事務所であったため、所得税と法人税の違いを強く意識。「顧客にとって税目はない」をモットーに、専門用語をなるべく使わない、わかりやすいホンネトークが好評。

自身が税理士事務所に入所したてのころに知識不足で苦しんだ経験から、にほんブログ村の税理士枠で常にランキング上位にある人気ブログ『3分でわかる！会計事務所スタッフ必読ブログ』を執筆している。

本レポートにつきましては万全を期して作成しておりますが、ご利用の結果に関しては一切の責任を負いかねますのでご了承ください。また、本レポートを無断で複製または掲転載することを禁止します。

資料提供：第一生命・損保ジャパン サクセスネット事務局
